特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和6年1月16日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　保護の申請等に関する事務 2　保護費の支給に関する事務 3　就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 4　保護費の返還及び徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　15の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施する　　］	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第8号　別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、148の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	倉敷市役所　法務課情報公開室 　〒710-8565　倉敷市西中新田640 　TEL086-426-3213

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	倉敷市役所　生活福祉課 　〒710-8565　倉敷市西中新田640 　TEL086-426-3325 児島支所　児島保健福祉センター福祉課 　〒711-8565　倉敷市児島小川町3681-3 　TEL086-473-1119 水島支所　水島保健福祉センター福祉課 　〒712-8565　倉敷市水島北幸町1-1 　TEL086-446-1150 玉島支所　玉島保健福祉センター福祉課 　〒713-8565　倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 　TEL086-522-8118 真備支所　玉島保健福祉センター真備保健福祉課 　〒710-1398　倉敷市真備町箭田1141-1 　TEL086-698-5114

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[ ] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長　若狭　文彦	課長　徳永　勢郎	事後	人事異動に伴い、変更をしたもの
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長　徳永　勢郎	課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策	ー	リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年12月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1000人以上1万人未満 平成27年4月1日	1万人以上10万人未満 令和元年12月1日	事後	見直しによる修正
令和1年12月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	500人以上 平成27年4月1日	500人未満 令和元年12月1日	事後	見直しによる修正
令和1年12月13日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	〇自己点検	〇自己点検　〇外部監査	事後	見直しによる修正
令和2年6月15日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就労自立支援給付金の支給に関する事務	就労自立支援給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和2年6月15日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1の15の項	番号法第9条第1項　別表第一　15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和2年6月15日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7項　別表第2の26の項 【情報提供】 番号法第19条第7項　別表第2の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第二　26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【情報提供】 番号法第19条第7号　別表第二 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和2年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年12月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	時点修正
令和2年6月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	時点修正
令和3年4月13日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 共通基盤システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和3年4月13日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項　別表第一　15の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和3年4月13日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第二　26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【情報提供】 番号法第19条第7号　別表第二 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第7号　別表第二 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和3年4月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年4月13日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和5年8月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第7号　別表第二 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第8号　別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため
令和5年12月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第8号　別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号　別表第二　26の項 【情報提供】 番号法第19条第8号　別表第二 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、148の項	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため